

●テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したこと、あるいは更生保護や保護司などのボランティアの活動について聞いたり調べたりしたことを基に、安全・安心な明るい地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたものとします。

●原稿の枚数等

- ア 400字詰め原稿用紙3～5枚程度（ただし、小学校低学年についてはこの限りではありません。）
- イ 濃くははっきりと記載してください。手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とします。
- ウ 原稿には、題名・学校名・学年・氏名を必ず記載してください。

●応募方法及び応募締切日

- ア 児童・生徒の皆様は、在籍する学校の先生に期日までに作品を提出してください。
- イ 児童・生徒の皆様から作品の提出を受けた学校の先生方は、作品の原本に**必要事項を記入した「学校応募票」を添えて**（「【学校用】作品送付手引」参照。）、**地域の“社会を明るくする運動”推進委員会（保護司会）へ期日までに作品を提出してください。**

〈応募先・期日〉

※地域の“社会を明るくする運動”推進委員会（保護司会）から各学校にお知らせがあります。不明な場合は最終頁に記載の問合せ先まで御連絡ください。

_____地区推進委員会・保護司会

〒_____

埼玉県_____

TEL：_____

締切日：_____月_____日（_____）

●その他

- ア 応募作品は、1人につき1作品までとし、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。（第76回“社会を明るくする運動”に関連する行事等で発表するものについては差し支えありません。）
- イ 盗作や不適切な引用（出典を明示せずに他者の文章や表現を用いる場合や、引用部分が自身の文章と明確に区別されていない場合など）のある作品、生成AIを利用して作成した作品は提出できません。
- ウ 応募規定に沿わない作品については、審査対象外となることがあります。

エ 選考の結果入賞した作品は、報道機関やインターネット等により公表される可能性があります。応募に当たっては、氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容が公表される可能性があることについて、あらかじめ応募者及び保護者の承諾が得られていることを前提とします。

オ 作品の公表・掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

カ 応募者全員に参加賞の贈呈を予定しております。

キ 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。また、作品は返却しませんので御了承ください。

5 選考基準

審査項目	視 点
趣 旨	●「安全・安心な明るい地域社会づくり」「犯罪・非行をした人の立ち直り」という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。 ●日常生活や学校生活の中で体験したこと、あるいは更生保護や保護司などのボランティアの活動について聞いたり調べたりしたことなどを基に、犯罪や非行、地域社会における交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。
内 容	●自分の意見、考えたこと、感じたことが取り上げられているか。 ●自分の体験や経験に基づいているか。 ●具体例が挙げられているか。 ●創造性、独創性があるか。 ●読み手の心に響くものがあるか。
表 現 形 式	●読み手を引きつけるような文章であるか。 ●読み手が読みやすい文章であるか（文章の構成がしっかりしているか）。 ●効果的で工夫された書き方をしているか。 ●用字、符号の用い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。

6 表彰（予定）

●下記8記載の審査員の審査を経て、優秀な作品を次のとおり決定し、小学生の部・中学生の部ごとに表彰を行います。（※表彰式の詳細は未定）

- “社会を明るくする運動”埼玉県推進委員会委員長（埼玉県知事）賞
- さいたま保護観察所長賞
- 埼玉県保護司会連合会会長賞
- 埼玉県更生保護観察協会理事長賞
- 埼玉県更生保護女性連盟会長賞
- 埼玉新聞社長賞

●入賞者には表彰状及び副賞を贈呈します。

●特に優秀な作品は、法務省“社会を明るくする運動”中央推進委員会（以下、「中央推進委員会」とします。）主催の全国コンテストに推薦される場合があります。